

こども医療費助成

未就学児まで拡大

平成26年7月から現物給付の対象年齢を拡大します

下野市では、お子様の健康の増進と保護者の方の利便性を図るため、平成26年7月診療分から県内の医療機関等において、現物給付の対象年齢を未就学児（※）まで拡大します。
※未就学児：6歳の誕生日到達後、最初の3月31日までのお子様

資格者証の色が変わります

助成制度の変更により、こども医療費受給資格者証の色が変わります。平成26年7月以降は対象区分の色を受給資格者証をご利用ください。

- 3歳以上の場合
制度変更時点で3歳以上のお子様へは、6月末頃新しい受給資格者証を郵送します。
- 3歳未満の場合
3歳未満のお子様につきましては、今までの受給資格者証を継続してご利用ください。

平成26年7月以降、年齢到達や就労により対象区分が変わるお子様へは、随時、該当する色の受給者証を郵送します。

県外の医療機関は 現物給付の対象外となります （助成の流れ）

○県内の医療機関等を受診する場合
「こども医療費受給資格者証」（ピンク色またはオレンジ色）及びお子様の「健康保険証」を提示することで、入院・通院・調剤にかかる保険診療負担の窓口でのお支払いがなくなります。

○県外の医療機関等を受診する場合
及び小学生以上のお子様を受診する場合
窓口で保険診療分の金額をお支払いいただき、診療月の翌月初日から1年以内に「こども医療費助成申請書」で市に申請してください。

ご利用上の注意

- ①「こども医療費受給資格者証」及びお子様の「健康保険証」を提示しないと現物給付を受けることができません。
- ②重度心身障がい者医療費助成、またはひとり親家庭医療費助成を受けている未就学のお子様は、こども医療費が優先となります。

■受給資格者証の色と助成方法

対象区分	受給資格者証の色	助成方法	
		県内	県外
3歳未満	ピンク色	現物給付	償還払い
3歳～未就学児	オレンジ色		
小学生～中学生	ベージュ色	償還払い	

④独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施する災害共済制度に該当するけがについては共済制度が優先となりますので、現物給付の対象とはなりません。

問い合わせ先
社会福祉課 ☎(52)1112

【暮らしのお役立ち情報】 ジェネリック医薬品

先発医薬品（これまで使われてきた新薬）の特許が切れた後に医薬品メーカーが製造・販売する「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」は、厚生労働省から「先発医薬品と同じ有効成分を同量含んでおり、（先発医薬品と）同等の効能や効果が得られる」と認められた医薬品です。
お財布にも財政にも優しい

それまで使われていた、先発医薬品に比べて薬の値段が3割～5割程度安くなるため、ジェネリック医薬品の普及によって、一人ひとりの自己負担や国の財政・健康保険組合の負担などの削減、ひいては高齢化社会の進展によって増大を続ける国民医療費の抑制にもつながります。
効き目や安全性は大丈夫？

「安くて本当に効き目はあるのか」「安全性は大丈夫なのか」と心配する方もいるかも知れません。しかし、ジェネリック医薬品の開発にあたっては、医薬品メーカーにおいて様々な試験が行われており、それによって先発医薬品と効き目や安全性が同等であることが証明されたものだけが、厚生労働大臣によってジェネリック医薬品として承認されます。
（参考：政府広報オンライン）